

令和6年

第1回軽井沢町議会定例会  
12月会議議案

軽井沢町

令和6年第1回軽井沢町議会定例会12月会議議案目次  
(令和6年12月5日提出分)

| 議案番号   | 議案名  | 頁  |
|--------|--|----|
| 議案第75号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について                      | 4  |
| 議案第76号 | 軽井沢町長の事務部局の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部改正について                      | 8  |
| 議案第77号 | 軽井沢町差別撤廃と人権擁護に関する条例の一部改正について                                 | 13 |
| 議案第78号 | 軽井沢町保育所保育料徴収条例の一部改正について                                      | 17 |
| 議案第79号 | 軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について                     | 23 |
| 議案第80号 | 令和6年度町単軽井沢町情報機器類購入について                                       | 26 |
| 議案第81号 | 令和6年度軽井沢町一般会計補正予算(第7号)                                       | 別冊 |
| 議案第82号 | 令和6年度軽井沢町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)                             | 別冊 |
| 議案第83号 | 令和6年度軽井沢町駐車場特別会計補正予算(第2号)                                    | 別冊 |
| 議案第84号 | 令和6年度軽井沢町介護保険特別会計補正予算(第3号)                                   | 別冊 |
| 議案第85号 | 令和6年度軽井沢町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)                                | 別冊 |
| 議案第86号 | 令和6年度軽井沢町下水道事業会計補正予算(第1号)                                    | 別冊 |
| 議案第87号 | 令和6年度軽井沢町国民健康保険軽井沢病院事業会計補正予算(第4号)                            | 別冊 |
| 報告第18号 | 専決処分の報告について(令和6年度軽井沢町一般会計補正予算(第6号))                          | 37 |
| 報告第19号 | 専決処分の報告について(軽井沢町役場職員駐車場での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について) | 46 |
| 報告第20号 | 専決処分の報告について(町道での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について)          | 51 |

|           |  |    |
|-----------|--|----|
| 報告第 2 1 号 | 専決処分の報告について（令和 3 年度国補重要文化財・旧三笠ホテル建造物保存修理工事（第 2 期分）変更請負契約の締結について） | 56 |
| 報告第 2 2 号 | 専決処分の報告について（歴史民俗資料館駐車場での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について）      | 59 |

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に  
関する条例の制定について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例  
を別紙のとおり制定する。

令和6年12月5日提出  
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和6年 月 日  
軽井沢町議会議長 遠山 隆雄

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に  
関する条例（案）

（軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正）

第1条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例（昭和36年輕井沢町条例第21号）第26条の2第3号及び第4号並びに第26条の3第1項第1号及び第5項第1号
- (2) 軽井沢町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（昭和44年輕井沢町条例第11号）第4条第1号

（軽井沢町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第2条 軽井沢町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（軽井沢町公共物管理条例の一部改正）

第3条 軽井沢町公共物管理条例（昭和62年輕井沢町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第17条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第4条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

第5条 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条に規定する有期懲役、同法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。）又は同法第16条に規定する拘留（以下この条及び次条において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち同法第12条に規定する有期懲役又は

有期禁錮は、それぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第6条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例、規則その他の規程の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例、規則その他の規程の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の軽井沢町一般職の職員の給与に関する条例第26条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に  
関する条例の制定理由

**【制定理由】**

刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)により、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い、懲役又は禁錮について規定する条例の一部を改正するとともに、必要な経過措置について規定するもの。

軽井沢町長の事務部局の内部組織の設置及び分掌事務に関する  
条例の一部改正について

軽井沢町長の事務部局の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例（平成15年輕井沢町条例第42号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月5日提出  
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和6年 月 日  
軽井沢町議会議長 遠山 隆雄

軽井沢町長の事務部局の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町長の事務部局の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例（平成15年軽井沢町条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 総務課
- (2) 総合政策課

第3条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 総務課

- ア 行政一般に関すること。
- イ 文書及び法規に関すること。
- ウ 行政組織に関すること。
- エ 職員の人事に関すること。
- オ 職員の給与に関すること。
- カ 財務に関すること。
- キ 入札及び契約に関すること。
- ク 普通財産に関すること。
- ケ 共用車両に関すること。
- コ 他の課に属さないこと。

- (2) 総合政策課

- ア 重要施策の企画及び調整に関すること。
- イ 新規施策に関すること。
- ウ 土地利用に関すること。
- エ 統計に関すること。
- オ まちづくりに関すること。
- カ 都市計画に関すること。
- キ 町長の秘書に関すること。
- ク 国際化に関すること。
- ケ 共生社会の推進に関すること。
- コ 防災に関すること。

サ 危機管理に関すること。

第3条第3号に次のように加える。

エ 請願及び陳情に関すること。

第3条第6号中エを削り、オをエとし、カからシまでをオからサまでとし、同条第9号中キを削り、クをキとし、ケからスまでをクからシまでとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(軽井沢国際親善文化観光都市計画審議会条例の一部改正)

2 軽井沢国際親善文化観光都市計画審議会条例（平成12年輕井沢町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条中「地域整備課」を「総合政策課」に改める。

軽井沢町長の事務部局の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部改正理由

**【改正理由】**

住民その他町が提供するサービスの利用者の利便性の向上を図るとともに、町の重要施策の推進体制を整備するため、課の分掌事務の変更を行うもの。

軽井沢町長の事務部局の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例の一部改正について

## 1 建制順の見直し（第2条関係）

「(1) 総合政策課」「(2) 総務課」から「(1) 総務課」「(2) 総合政策課」とする。

- 人事や財政等を所管する総務課を建制順の先頭に戻し、組織体系上のバランスを図る。

## 2 分掌事務の見直し（第3条関係）

### (1) 総務課

- ・ 防災に関する事務、危機管理に関する事務を削除（総合政策課へ移管）
  - 災害対策本部の本部長となる町長の直轄部署である秘書係と同課の総合政策課へ移管し、迅速な指示、命令系統を確立する。

### (2) 住民課

- ・ 請願及び陳情に関する事務を削除（情報推進課へ移管）
  - 住民等から寄せられる様々な意見や情報と合わせ、一元的な管理及び処理を行うことを目的とする。

### (3) 地域整備課

- ・ 都市計画に関する事務を削除（総合政策課へ移管）
  - 用途地域の見直し、地区計画や特別用途地区などについての検討を促進し、適正な土地利用を図ることを目的とする。

軽井沢町差別撤廃と人権擁護に関する条例の一部改正について

軽井沢町差別撤廃と人権擁護に関する条例（平成 7 年輕井沢町条例第 33 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 12 月 5 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

令和 6 年 月 日

軽井沢町議会議長 遠山 隆雄

軽井沢町差別撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する  
条例（案）

軽井沢町差別撤廃と人権擁護に関する条例（平成7年輕井沢町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（軽井沢町差別撤廃人権擁護審議会）

第8条 差別撤廃と人権擁護に関する町の総合的な計画の策定及び変更に関することその他の差別撤廃と人権擁護に関する重要事項について調査審議するため、軽井沢町差別撤廃人権擁護審議会（以下この条において「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、委員16人以内で組織する。
- 3 委員は、第1項の調査審議に必要な知識又は経験を有する者のうちから町長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会に、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 6 この条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の軽井沢町差別撤廃と人権擁護に関する条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（軽井沢町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 3 軽井沢町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年輕井沢町条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の軽井沢町長期振興計画審議会の項の次に次のように加える。

|            |    |  |  |       |
|------------|----|--|--|-------|
| 軽井沢町差別撤廃人権 | 会長 |  |  | 7,100 |
| 擁護審議会      | 委員 |  |  | 6,900 |

## 軽井沢町差別撤廃と人権擁護に関する条例の一部改正理由

## 【改正理由】

差別撤廃と人権擁護に関する施策を包括的に策定するため、その重要事項について調査審議する軽井沢町差別撤廃人権擁護審議会を設置することに関し、必要な規定を加えるもの。

軽井沢町保育所保育料徴収条例の一部改正について

軽井沢町保育所保育料徴収条例（昭和47年輕井沢町条例第14号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月5日提出  
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和6年 月 日  
軽井沢町議会議長 遠山 隆雄

## 軽井沢町保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町保育所保育料徴収条例（昭和47年輕井沢町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「又は契約により入所させる児童（以下「契約児童」という。）について法第56条第1項の規定による」を「について当該保育所の利用に要する」に改める。

第3条の見出しを「（保育料の額）」に改め、同条第1項中「保育料」を「保育料の額」に、「「条例」を「この条において「負担条例」に、「別表で定める利用者負担額月額」を「第2条第1号ア及びイで定めるとおり」に改め、同条第2項から第4項までを次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等（以下この条において「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合の次の各号に掲げる負担条例第2条第1号イに規定する満3歳未満保育認定子ども（以下この条において「満3歳未満保育認定子ども」という。）に関する保育料の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定被監護者等のうち2番目の年長者である満3歳未満保育認定子ども 当該満3歳未満保育認定子どもに関して負担条例第2条第1号イで定める額に2分の1を乗じて得た額
- (2) 特定被監護者等（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども 零

3 前2項の規定にかかわらず、当該年度分の町民税課税世帯のうち所得割の課税額が57,700円未満のもの次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに関する保育料の額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定被監護者等のうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども（特定被監護者等が1人である場合にあっては、その特定被監護者等である満3歳未満保育認定子ども） 当該満3歳未満保育認定子どもに関して負担条例第2条第1号イで定める額に2分の1を乗じて得た額
- (2) 特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等（そのうち最年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども

零

4 前3項の規定にかかわらず、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者手帳若しくは療養手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に基づく療育手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児若しくは国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯で、負担条例別表に定める第3階層区分又は第4階層区分（第1号において「階層区分」という。）に認定されたもの（当該年度分の町民税課税世帯のうち所得割の課税額が77,101円未満のものに限る。）の次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子どもに関する保育料の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 特定被監護者等のうち最年長者である満3歳未満保育認定子ども（特定被監護者等が1人である場合にあつては、その特定被監護者等である満3歳未満保育認定子ども） 別表の左欄に掲げる階層区分に応じ、同表の右欄に定める額

(2) 特定被監護者等が2人以上いる場合における特定被監護者等（そのうち最年長者である者を除く。）である満3歳未満保育認定子ども

零

第3条第5項及び第6項を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

| 階層区分                         | 保育料の額（月額）  |            |
|------------------------------|------------|------------|
|                              | 保育標準時間     | 保育短時間      |
| 第3                           | 円<br>3,175 | 円<br>2,625 |
| 第4<br>（当該年度分の町民税課税世帯のうち所得割の課 | 4,500      | 3,750      |

|                      |  |  |
|----------------------|--|--|
| 税額が77,101円未満のものに限る。) |  |  |
|----------------------|--|--|

別表第2及び別表第3を削り、別表第1を別表とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

## 軽井沢町保育所保育料徴収条例の一部改正理由

## 【改正理由】

保育料の軽減に取り組む市町村に対する長野県による支援が拡充されたことに伴い、同時入所かどうかにかかわらず第3子以降の保育料を無償とする等、多子世帯及び低所得世帯の保育料を軽減する改正を行うもののほか、所要の改正を行うもの。

軽井沢町保育所保育料徴収条例の一部を改正する条例に係る資料

長野県の実施する保育料軽減事業補助金の制度拡充に伴い、軽井沢町においても、低所得世帯や多子世帯の保育料負担を軽減し、子育て世帯の経済的負担を軽減する。

対象 町内保育園に入所する0～2歳児クラス利用の保育料

(3歳以上児クラスは現在も保育料無償)

①低所得世帯

※町民税所得割課税額57,700円未満の世帯、ひとり親・障がい者世帯については77,101円未満の世帯

|       |       |              |   |         |
|-------|-------|--------------|---|---------|
| 第1子   | 保護者負担 | 保育料全額負担      | ➡ | 半額負担に軽減 |
| 第2子   | 保護者負担 | 保育料半額負担      | ➡ | 負担0に軽減  |
| 第3子以降 | 保護者負担 | 保育料 0 (変更無し) |   |         |

②多子世帯

※非同時入所 保育園等入所に限らず、兄弟姉妹が2人以上いる場合

◎同時入所要件を撤廃

|       |       |   |
|-------|-------|---|
| 第1子   | 保護者負担 | 保育料全額 (変更無し)  |
| 第2子   | 保護者負担 | 保育料全額負担 ➡ 半額負担に軽減   |
| 第3子以降 | 保護者負担 | 保育料全額負担ただし、多子世帯補助金<br>6,000円/月支給 (県1/2・町1/2)<br>➡ 負担0に軽減 (補助金は廃止) |

※同時入所・非同時入所イメージ

| 区分          | 生まれ順 | 所属施設等 | 多子カウント |     | 説明  |                                    |
|-------------|------|-------|--------|-----|-----|------------------------------------|
|             |      |       | 現行     | 改正後 |     |                                    |
| 同時<br>入所世帯  | A    | 子①    | ○小学校   | なし  | 第1子 | 現行 子②・子③のみ多子カウント<br>改正後 子①から多子カウント |
|             |      | 子②    | B幼稚園   | 第1子 | 第2子 |                                    |
|             |      | 子③    | C保育園   | 第2子 | 第3子 |                                    |
| 非同時<br>入所世帯 | B    | 子①    | ▲高校    | なし  | 第1子 | 現行 子③のみカウント<br>改正後 ①から多子カウント       |
|             |      | 子②    | ○小学校   | なし  | 第2子 |                                    |
|             |      | 子③    | A保育園   | 第1子 | 第3子 |                                    |

軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年輕井沢町条例第22号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年12月5日提出  
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和6年 月 日  
軽井沢町議会議長 遠山 隆雄

軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年輕井沢町条例第22号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第32条第2項第2号中「乳児」を「幼児」に改め、同項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「幼児」を「児童」に、「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

軽井沢町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正理由

**【改正理由】**

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）が改正され、保育所等における満3歳児及び満4歳以上児の職員配置の最低基準について見直しが行われたことに伴い、同省令の基準に従って定める規定の改正を行うもののほか、所要の改正を行うもの。

令和6年度町単軽井沢町情報機器類購入について

令和6年度町単軽井沢町情報機器類購入について、下記の財産を購入するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 購入財産 情報機器類
- 2 購入金額 376,090,000円
- 3 相手方 山梨県甲府市湯田1丁目13番2号  
株式会社YSKe-com  
代表取締役社長 奥山 栄樹

令和6年12月5日提出  
軽井沢町長 土屋 三千夫

令和6年 月 日  
軽井沢町議会議長 遠山 隆雄



## 物品購入仮契約書



- 1 物品名 令和6年度 町単 軽井沢町情報機器類購入
- 2 納入場所 軽井沢町役場他 軽井沢町大字長倉2381番地1他
- 3 納入期限 自 軽井沢町議会議決の日  
至 令和7年8月25日
- 4 物品内訳 別紙仕様書のとおり
- 5 契約金額 金376,090,000円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金34,190,000円  
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 6 契約保証金 金37,609,000円  
軽井沢町財務規則第124条第3項第3号の規定により、その納付は免除する。ただし、この契約を履行できないときは違約金として納付する。

上記の物品購入について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な購入仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約は、軽井沢町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年輕井沢町条例第20号）第3条の規定により、議会の議決があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年11月19日

発注者 住所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1

氏名 軽井沢町長 土屋 三千夫



受注者 住所 山梨県甲府市湯田1丁目13番2号

氏名 株式会社YSKe-com

代表取締役社長 奥山 栄樹



(様式第8号 第20関係)

## 見積執行表 (結果)

令和6年度 契約番号 見積開封日時 令和6年11月18日 午前8時41分

|    |                          |             |        |        |    |
|----|--------------------------|-------------|--------|--------|----|
| 件名 | 令和6年度 町単 軽井沢町情報機器類購入     |             |        |        |    |
| 場所 | 軽井沢町役場他 軽井沢町大字長倉2381番地1他 |             |        |        |    |
| 期間 | 軽井沢町議会議決の日から令和7年8月25日 まで |             |        |        |    |
|    | 業者名                      | 第1回見積額      | 第2回見積額 | 第3回見積額 | 摘要 |
| 1  | 株式会社YSKe-com             | 341,900,000 |        |        | 契約 |
| 2  |                          |             |        |        |    |
| 3  |                          |             |        |        |    |
| 4  |                          |             |        |        |    |
| 5  |                          |             |        |        |    |
| 6  |                          |             |        |        |    |
| 7  |                          |             |        |        |    |
| 8  |                          |             |        |        |    |
| 9  |                          |             |        |        |    |
| 10 |                          |             |        |        |    |
| 11 |                          |             |        |        |    |
| 12 |                          |             |        |        |    |
| 13 |                          |             |        |        |    |
| 14 |                          |             |        |        |    |
| 15 |                          |             |        |        |    |
| 16 |                          |             |        |        |    |

上記の結果は、以下のとおりです

(1) 業者名 株式会社YSKe-com

(2) 契約額 ¥341,900,000 (税抜)

¥376,090,000 (税込)

うち消費税相当額 ¥34,190,000

執行者職氏名 副町長 上原 章生



立会者職氏名 総務課 契約管理係長 渡辺 千恵子



令和6年度 町単 軽井沢町情報機器類購入一覧

\*1~22は購入機器類用語解説に記載

| 内容 (機器名)  | 型番                | 数量 | 単位 |
|---|-------------------|----|----|
| <b>1. 総合行政ネットワーク業務</b>                                      |                   |    |    |
| ① 先行70台 FAT端末(*1)のうちSIMスロットなし                               |                   |    |    |
| (1) Dell Latitude(*2) 3450 XCT0 [FAT端末(SIMスロットなし)]          | -                 | 50 | 台  |
| (2) HDMI to VGA変換アダプター ブラック                                 | BHDVGADBK         | 50 | 個  |
| ② 先行70台 FAT端末のうちSIMスロットあり                                   |                   |    |    |
| (1) Dell Latitude 5450 XCT0 BASE [FAT端末(SIMスロットあり)]         | -                 | 20 | 台  |
| (2) HDMI to VGA変換アダプター ブラック                                 | BHDVGADBK         | 20 | 個  |
| (3) USB2.0ハブ  | U2H-SN4NBBK       | 20 | 個  |
| <b>2. 総合行政ネットワーク業務、個人番号利用事務共通</b>                           |                   |    |    |
| ③ 仮想化基盤(*3)   |                   |    |    |
| (1) PowerEdge(*4) R660 サーバー(*5) (Hyper-V仮想サーバー)             | -                 | 4  | 基  |
| (2) PowerEdge R360 サーバー (管理兼バックアップサーバー)                     | -                 | 2  | 基  |
| (3) Dell APC Smart-UPS(*6) 1500VA LCD RM 2U 100V オンサイト6年保証  | DLT1500RMJ2UNCOS6 | 6  | 基  |
| (4) Dell APC Smart-UPS 750VA LCD RM 1U 100V オンサイト6年保証       | DLT750RMJ1UNCOS6  | 2  | 基  |
| (5) APC 4時間オンサイトアップグレード UPS1年保証                             | WUPG4HR-SU-00     | 48 | 基  |
| (6) PowerChute Network Shutdown 1 Node Virtualization       | SSPCNSV1J         | 4  | 基  |
| (7) PowerChute Network Shutdown 1 Node Windows & Linux      | SSPCNSWL1J        | 2  | 基  |
| (8) APC 8 port Analog KVM(*7) 0 remote x 1 local user 2年保証) | KVM0108A          | 1  | 基  |
| (9) 翌営業日オンサイトサービス 1年  | WOE1YR-AC-03      | 6  | 基  |
| (10) APC 17 Rack LCD Console 日本語版 2年保証                      | AP5717J           | 1  | 基  |
| (11) 翌営業日オンサイトサービス 1年                                       | WOE1YR-AC-04      | 6  | 基  |
| (12) APC KVM LCD Rear Mounting Kit                          | KVM-LCDMOUNT      | 1  | 基  |
| (13) APC KVM Server Module (USB)                            | KVM-USB           | 8  | 基  |
| (14) ELECOM EU RoHS指令準拠 ツメ折れ防止LANケーブル(Cat6A)                | LD-GPAT/BU20      | 8  | 個  |
| (15) Dell ネットワーキング ケーブル OM4 LC/LC ファイバー ケーブル                | -                 | 8  | 個  |
| (16) Unity(*8) XT 380F DPE 25 x 2.5 Dell FLD ラック LL         | -                 | 1  | 基  |
| (17) 無停電電源装置 BN150RA 本体無償保証6年                               | BN150RAG6         | 4  | 基  |
| (18) 1G対応ネットワークカード SC22 無償保証6年                              | SC22G6            | 4  | 基  |
| ④ バックアップ  |                   |    |    |
| (1) TeraStation WSS2022ST H/W RAID Rack 4ベイNAS 40TB         | WSH5420RN40S2     | 4  | 基  |
| (2) Acronis Cyber Protect - Backup Advanced Virtual Host 5年 | V2HAEKLOS91       | 4  | 基  |
| (3) Acronis Cyber Protect - Backup Advanced Virtual Host 1年 | V2HAHBL0S91       | 4  | 基  |

| 内 容 (機 器 名)                |   | 型 番                  | 数量  | 単位 |
|----------------------------|---|----------------------|-----|----|
| ⑤ データセンター(*9)              |   |                      |     |    |
| (1)                        | e-storage(*10) 導入初期費用                                   | -                    | 1   | 基  |
| 3. 個人番号利用事務系               |   |                      |     |    |
| ⑥ VDI (仮想デスクトップ) (*11)     |   |                      |     |    |
| (1)                        | Single Language ガバメントOV Win VDA Device Per Device (1年分) | 4ZF-00017            | 160 | 基  |
| ⑦ シンクライアント端末(*12)          |   |                      |     |    |
| (1)                        | OptiPlex(*13) 3000 TC CTO                               | -                    | 139 | 台  |
| (2)                        | HDMI to VGA変換アダプター ブラック                                 | BHDVGADBK            | 139 | 個  |
| ⑧ FAT端末 (保健福祉課地域包括支援センター用) |   |                      |     |    |
| (1)                        | OptiPlex Micro ファームファクター 7020                           | -                    | 6   | 台  |
| ⑨ FAT端末 (住民課窓口用)           |   |                      |     |    |
| (1)                        | Dell Latitude 3550 XCTO                                 | -                    | 4   | 台  |
| ⑩ FAT端末 (情報推進課用)           |   |                      |     |    |
| (1)                        | OptiPlex Micro ファームファクター 7020                           | -                    | 9   | 台  |
| (2)                        | HDMI to VGA変換アダプター ブラック                                 | BHDVGADBK            | 9   | 台  |
| ⑪ FAT端末 (選挙管理委員会用)         |   |                      |     |    |
| (1)                        | Dell Latitude 3550 XCTO                                 | -                    | 2   | 台  |
| ⑫ 周辺機器                     |   |                      |     |    |
| (1)                        | HDウェブカム   | G270n                | 154 | 個  |
| (2)                        | 磁気カードリーダー(USB) 5年保証                                     | PDC-30-050-U3 (5ssp) | 2   | 個  |
| (3)                        | A4カラーフラットベッドスキャナ CanoScan LiDE 400                      | 2996C001             | 2   | 台  |
| (4)                        | SCeaTa CT4-LX TT 305 CT USBケーブル付き                       | WWCT04120            | 1   | 台  |
| (5)                        | CT4-LX(出向) 5年サポート                                       | YXTSS0141            | 1   | 台  |
| 4. 総合行政ネットワーク業務・個人番号利用事務   |   |                      |     |    |
| ⑬ 周辺機器                     |   |                      |     |    |
| (1)                        | 覗き見防止フィルター Looknon-N9 モバイル・ノートPC用 14.0インチ (16:9)        | LN9-140              | 341 | 個  |
| (2)                        | 覗き見防止フィルター Looknon-N9 モバイル・ノートPC用 15.6インチ (16:9)        | LN9-156              | 2   | 個  |
| 5. 総合行政ネットワーク業務            |   |                      |     |    |
| ⑭ FAT端末(SIMスロットなし)         |   |                      |     |    |
| (1)                        | Dell Latitude 3450 XCTO [LG系: FAT端末(SIMスロットなし)]         | -                    | 270 | 台  |
| (2)                        | HDMI to VGA変換アダプター ブラック                                 | BHDVGADBK            | 270 | 個  |
| ⑮ LGPKI端末(SIMスロットなし)       |   |                      |     |    |
| (1)                        | Dell Latitude 3450 XCTO [LG系: FAT端末(SIMスロットなし)]         | -                    | 1   | 台  |
| (2)                        | HDMI to VGA変換アダプター ブラック                                 | BHDVGADBK            | 1   | 個  |

| 内 容 (機 器 名)                  |                              | 型 番             | 数量 | 単位 |
|------------------------------|------------------------------|-----------------|----|----|
| ⑩ 複合機                        |                              |                 |    |    |
| (1)                          | RICOH IM C6010F              | 312620          | 5  | 台  |
| (2)                          | サプライテーブル TB3030              | 440355          | 5  | 個  |
| ⑪LG系: カラーレーザープリンター           |                              |                 |    |    |
| (1)                          | RICOH IP C6020M              | 514472          | 5  | 台  |
| (2)                          | 550枚増設トレイ C6000              | 514473          | 5  | 個  |
| 6. 個人番号利用事務                  |                              |                 |    |    |
| ⑫ カラーマルチライター                 |                              |                 |    |    |
| (1)                          | 3C751A Color MultiWriter     | PR-L3C751A      | 1  | 台  |
| (2)                          | 2トレイモジュール                    | PR-L3C751-02    | 1  | 個  |
| (3)                          | PSP3C751A-5年有寿命部品・PM付・装置ライフ迄 | PR-LSR3C751A-5M | 1  | 個  |
| ⑬ モノクロプリンター                  |                              |                 |    |    |
| (1)                          | A3モノクロページプリンター               | PR-L3M570       | 14 | 台  |
| (2)                          | トレイモジュール (300)               | PR-L3M550-02    | 28 | 個  |
| (3)                          | ソリッドステートドライブ                 | PR-L3M550-SSD   | 14 | 個  |
| (4)                          | 有寿命部品・定期点検付き                 | PR-LSP3M570-5M  | 14 | 個  |
| ⑭ モノクロレーザープリンター              |                              |                 |    |    |
| (1)                          | 3C751A Color MultiWriter     | PR-L3C751A      | 2  | 台  |
| (2)                          | 2トレイモジュール                    | PR-L3C751-02    | 2  | 個  |
| (3)                          | PSP3C751A-5年有寿命部品・PM付・装置ライフ迄 | PR-LSR3C751A-5M | 2  | 個  |
| 7. 総合行政ネットワーク業務・個人番号利用事務共通   |                              |                 |    |    |
| ⑮ ネットワークスイッチデータセンタースイッチ      |                              |                 |    |    |
| (1)                          | UNIVERGE IX(*14) 2107        | BI000118        | 4  | 基  |
| ⑯ ネットワークスイッチオンプレサーバースイッチ(L3) |                              |                 |    |    |
| (1)                          | QX-S5348GT-4X1C              | B02014-05312    | 4  | 基  |
| (2)                          | PSR150-A1電源部(AC150W)         | B02014-99948    | 8  | 基  |
| (3)                          | LSPM5FANSB(前面吸気)             | LSPM5FANSB      | 8  | 基  |
| (4)                          | SFP・銅線ケーブル(1m)               | B02014-98783    | 4  | 基  |
| ⑰ ネットワークスイッチセンタースイッチ(L3)     |                              |                 |    |    |
| (1)                          | QX-S5628GT-4X2Q              | B02014-05601    | 2  | 基  |
| (2)                          | QX-PS800基本部Type2             | B02014-99942    | 2  | 基  |
| (3)                          | SFP・銅線ケーブル(1m)               | B02014-98783    | 2  | 基  |
| ⑱ ネットワークスイッチ基幹系L3スイッチ        |                              |                 |    |    |
| (1)                          | QX-S5628GT-4X2Q              | B02014-05601    | 2  | 基  |
| (2)                          | QX-PS800基本部Type2             | B02014-99942    | 2  | 基  |
| (3)                          | SFP・銅線ケーブル(1m)               | B02014-98783    | 2  | 基  |

| 内 容 (機 器 名)                                      |                                    | 型 番          | 数量 | 単位 |
|--|------------------------------------|--------------|----|----|
| ②⑤ ネットワークスイッチ予備(L2)                              |                                    |              |    |    |
| (1)  | QX-4124GT-4G                       | B02014-04103 | 3  | 基  |
| ②⑥ ネットワークスイッチ職員LGWANセグメントSVスイッチ                  |                                    |              |    |    |
| (1)  | QX-4124GT-4G                       | B02014-04103 | 1  | 基  |
| ②⑦ ネットワークスイッチ情報推進課サーバー室内基幹系接続用スイッチ               |                                    |              |    |    |
| (1)  | QX-4124GT-4G                       | B02014-04103 | 1  | 基  |
| ②⑧ ネットワークスイッチ情報推進課サーバー室内基幹スイッチ                   |                                    |              |    |    |
| (1)  | QX-S4116GT-4G基本部 (AC)              | B02014-04102 | 2  | 基  |
| (2)  | 1port 1000BASE-LX SFP (SM, LC)     | YER3-A       | 2  | 基  |
| (3)  | 1port 1000BASE-BX10-D SFP (SM, LC) | B02014-98793 | 1  | 基  |
| (4)  | 1port 1000BASE-BX10-U SFP (SM, LC) | B02014-98792 | 1  | 基  |
| ②⑨ ネットワークスイッチフロア集約スイッチ                           |                                    |              |    |    |
| (1)  | QX-S5124GP-4X (W) 基本部 (AC/DC)      | B02014-05113 | 2  | 基  |
| (2)  | PSR150-A1電源部 (AC150W)              | B02014-99948 | 4  | 基  |
| (3)  | SFP・銅線ケーブル(1m)                     | B02014-98783 | 2  | 基  |
| (4)  | 1port 1000BASE-SX SFP (SM, SC)     | YER3-B       | 6  | 基  |
| ③⑩ ネットワークスイッチ1階フロアスイッチ                           |                                    |              |    |    |
| (1)  | QX-S1124GT-4G                      | B02014-01101 | 2  | 基  |
| (2)  | 1port 1000BASE-SX SFP (SM, SC)     | YER3-B       | 2  | 基  |
| ③⑪ ネットワークスイッチ2階フロアスイッチ                           |                                    |              |    |    |
| (1)  | QX-S1124GT-4G                      | B02014-01101 | 2  | 基  |
| (2)  | 1port 1000BASE-SX SFP (SM, SC)     | YER3-B       | 2  | 基  |
| ③⑫ ネットワークスイッチ3階フロアスイッチ                           |                                    |              |    |    |
| (1)  | QX-S1124GT-4G                      | B02014-01101 | 2  | 基  |
| (2)  | 1port 1000BASE-SX SFP (SM, SC)     | YER3-B       | 2  | 基  |
| ③⑬ ネットワークスイッチ中央公民館 フロアスイッチ (L2)                  |                                    |              |    |    |
| (1)  | QX-S1124GT-4G                      | B02014-01101 | 1  | 基  |
| (2)  | 1port 1000BASE-SX SFP (SM, SC)     | YER3-B       | 1  | 基  |
| ③⑭ ネットワークスイッチ老人福祉センター フロアスイッチ (L2)               |                                    |              |    |    |
| (1)  | QX-S1124GT-4G                      | B02014-01101 | 1  | 基  |
| (2)  | 1port 1000BASE-SX SFP (SM, SC)     | YER3-B       | 1  | 基  |
| ③⑮ ネットワークスイッチ軽井沢病院 PoE(*15) スイッチ (L2)、無線アクセスポイント |                                    |              |    |    |
| (1)  | QX-S1108GT-2G-PW                   | B02014-01105 | 1  | 基  |
| (2)  | QX-W1120                           | B02014-WP11L | 1  | 基  |

| 内容 (機器名)                                    |   | 型番                             | 数量  | 単位 |
|---|---|--------------------------------|-----|----|
| ③⑥ ネットワークスイッチ歴史民俗資料館 PoEスイッチ(L2)、無線アクセスポイント |   |                                |     |    |
| (1)   | QX-S1108GT-2G-PW  | B02014-01105                   | 3   | 基  |
| (2)   | QX-W1120  | B02014-WP11L                   | 3   | 基  |
| ③⑦ ネットワークスイッチ軽井沢消防署 PoEスイッチ(L2)、無線アクセスポイント  |   |                                |     |    |
| (1)   | QX-S1108GT-2G-PW  | B02014-01105                   | 1   | 基  |
| (2)   | QX-W1120  | B02014-WP11L                   | 1   | 基  |
| ③⑧ ネットワークスイッチ出先機関ハブ                         |   |                                |     |    |
| (1)   | 1Gノンインテリジェント レイヤ2スイッチ QX-S608GT                             | B02014-00621                   | 30  | 基  |
| 8. 総合行政ネットワーク業務                             |   |                                |     |    |
| ③⑨ 認証サーバー                                   |   |                                |     |    |
| (1)   | NetAttest EPS   | EPS-ST06A-A                    | 2   | 台  |
| (2)   | NetAttest EPS ユーザーライセンス 5年                                  | EPS-SU-L-1K-60M                | 800 | 基  |
| (3)   | NetAttest EPS(EPS-ST06A-A)年間サポート<br>(代替機先出しセンドバック)          | EPS-ST06A-A-H2                 | 10  | 基  |
| (4)   | B02014-WL08A  | QX-8AP                         | 2   | 基  |
| 9. 総合行政ネットワーク業務・個人番号利用事務共通                  |   |                                |     |    |
| ④⑩ ファイアウォール(*16)                            |   |                                |     |    |
| (1)   | FortiGate 60F   | FG-60F-FC                      | 4   | 台  |
| (2)   | FortiGate 60F FortiCare 更新 5年                               | CP-FG-60F-FC-12                | 4   | 基  |
| (3)   | FortiGate 60F UTPバンドル版 5年<br>(AV/IPS/Webフィルタ/スパム、FortiCare) | FG-60F-BDL-5Y                  | 1   | 基  |
| ④⑪ ローカルブレイクアウト装置(*17)                       |   |                                |     |    |
| (1)   | Thunder 1040S 2PS CFW                                       | TH1040-020-NSSL-2PS-CFW        | 1   | 基  |
| (2)   | Screw-less rail-kit for TH940/1040                          | ASK-RAILKIT-040-SL             | 1   | 基  |
| (3)   | TH1040S 2PS オンサイト終日(24時間365日) 66ヶ月保証                        | SIH-TH1040-020-NSSL-2PS-CFW-24 | 1   | 基  |
| (4)   | オフサイトサービス 66ヶ月保証  | TH1040-020-NSSL-CFW-S-1        | 1   | 基  |
| (5)   | SmartInternetSuite Eher IP1 300Mベストエフォート (初期費用)             | -                              | 1   | 基  |
| 10. 総合行政ネットワーク業務                            |   |                                |     |    |
| ④⑫ Office製品                                 |   |                                |     |    |
| (1)   | Microsoft 365(*18) E3 (no Teams)                            | CFQ7TTCOLFLX-0021-P1Y-A        | 20  | 基  |
| (2)   | Microsoft Teams Enterprise                                  | CFQ7TTCOMZJF-0009-P1Y-A        | 20  | 基  |
| (3)   | Microsoft 365 Apps for enterprise                           | CFQ7TTCOLGZT-0001-P1Y-A        | 321 | 基  |
| (4)   | Microsoft Entra ID P1                                       | CFQ7TTCOLFLS-0002-P1Y-A        | 321 | 基  |
| 11. 個人番号利用事務                                |   |                                |     |    |
| ④⑬ Office製品                                 |   |                                |     |    |
| (1)   | Office LTSC(*19) Professional Plus 2024                     | DG7GMGFOPN5F:0001              | 160 | 基  |
| (2)   | Office LTSC Standard 2024                                   | DG7GMGFOPN5D:0001              | 6   | 基  |

| 内 容 (機 器 名)               |   | 型 番                 | 数量  | 単位 |
|---------------------------|---|---------------------|-----|----|
| 12. 総合行政ネットワーク業務・個人番号利用事務 |   |                     |     |    |
| ④ ウイルス対策ソフト               |   |                     |     |    |
| (1)                       | TRSL Trend Micro ウイルスバスター コーポレートエディション Plus 更新 ガバメントF(500-999) 5年 (*20) | OTOTMMJAXLCULRB3G1F | 661 | 個  |
| 13. 総合行政ネットワーク業務          |   |                     |     |    |
| ④ プリンター認証                 |   |                     |     |    |
| (1)                       | Secure Print Suite (ICカード認証用ライセンス・液晶なしリーダー TypeB拡張対応版)                  | THW-A0LU34002       | 27  | 基  |
| (2)                       | サーバーソフトウェア  | TP1-A0LU33015       | 135 | 基  |
| (3)                       | ICカードタイプR1  | 315929              | 34  | 個  |
| 14. 総合行政ネットワーク業務・個人番号利用事務 |   |                     |     |    |
| ④ 資産管理ライセンス(*21)          |   |                     |     |    |
| (1)                       | SKYSEA Client View (GL) 情報セキュリティ対策強化 Edition サーバーライセンス                  | SKYSEA2KFG236       | 1   | 個  |
| (2)                       | SKYSEA Client View (GL) 情報セキュリティ対策強化 Edition クライアントライセンス                | SKYSEA2RBE726       | 341 | 個  |
| (3)                       | SKYSEA Client View (GL) 情報セキュリティ対策強化 Edition シンククライアントライセンス             | SKYSEA2DTP655       | 160 | 個  |
| ④ 顔認証(*22)                |   |                     |     |    |
| (1)                       | NeoFace Monitor V7 クライアント用-i/SW (i配信、ライセンス無)                            | UWT01Y-N7010-I      | 1   | 基  |
| (2)                       | NeoFace Monitor V7 クライアント用-i/100L                                       | UWT01Y-N7013-I      | 5   | 基  |
| (3)                       | NeoFace Monitor V7 クライアント用-i/10L  | UWT01Y-N7012-I      | 1   | 基  |
| (4)                       | NeoFace Monitor V7 認証管理サーバー用-i/SW (i配信) ライセンス無                          | UWT01Y-N7020-I      | 2   | 基  |
| (5)                       | NeoFace Monitor V7 認証管理サーバー用-i/1L                                       | UWT01Y-N7021-I      | 2   | 基  |
| (6)                       | NeoFace Monitor V7 ADサーバー用-i/SW (i配信) ライセンス無                            | UWT01Y-N7030-I      | 4   | 基  |
| (7)                       | NeoFace Monitor V7 ADサーバー用-i/1L   | UWT01Y-N7031-I      | 4   | 基  |
| (8)                       | NeoFace Monitor クライアント用-i/10L (標準6年サポート)                                | UWHT01Y-H4611-I     | 1   | 基  |
| (9)                       | NeoFace Monitor クライアント用-i/100L (標準6年サポート)                               | UWHT01Y-H4612-I     | 5   | 基  |
| (10)                      | NeoFace Monitor 認証管理サーバー用/1L (標準6年サポート)                                 | UWHT01Y-H4620-I     | 2   | 基  |
| (11)                      | NeoFace Monitor ADサーバー用-i/1L (標準6年サポート)                                 | UWHT01Y-H4630-I     | 4   | 基  |

## 【購入機器類用語解説】

### 《FAT端末》\*1

OSやアプリケーション、データなどを端末内にすべて持っている端末。

### 《Latitude》\*2

ノート型パソコン。

### 《仮想化基盤》\*3

1台のサーバーを複数台のサーバーであるかのように論理的に分割してそれぞれ別のアプリケーションを稼働することができる。

### 《PowerEdge》\*4

サーバー本体。

### 《サーバー》\*5

他のコンピュータに自身の持っている機能やデータ等を提供するコンピュータのことで、各業務のアプリケーションやデータを保持する。

### 《UPS》\*6

Uninterruptible Power Supplyの略で、無停電電源装置を指す。停電時にもバッテリー駆動でハードウェアに電源供給を行う。

### 《KVM》\*7

Keyboard, Video, Mouseの略。主にサーバー機器類を操作する装置。

### 《Unity》\*8

大容量のディスクを搭載したストレージ装置。仮想化システムのディスク容量を提供する。

### 《データセンター》\*9

コンピューターやネットワーク機器などを集中的に設置し、大量のデータを保管したり、インターネットサービスを提供する施設。

### 《e-storage》\*10

データセンターへバックアップを取得するサービス。

### 《VDI(仮想デスクトップ)》\*11

Virtual Desktop Infrastructureの略で、パソコンの集合体を管理する仮想化基盤システム。

《シンクライアント端末》\*12

利用者の端末にはモニタ画面など最低限の機能しか持たせず、サーバーにアプリケーションやデータを集約し、個々のパソコンの集合体として機能し、管理するシステム。

《OptiPlex》\*13

デスクトップ型パソコン。

《UNIVERGE IX》\*14

VPN（インターネット回線に仮想的に構築された専用回線）に対応した高速アクセスルータ。

《PoE》\*15

Power over Ethernetの略で、イーサネットケーブル（LANケーブル）を使って、データ通信に加えて電力を供給する技術。

《ファイアウォール》\*16

ネットワークの入り口に設置され、不正なアクセスやデータの漏洩を防ぐためのセキュリティ装置。

《ローカルブレイクアウト装置》\*17

特定システムを通常のインターネット回線から迂回させ、直接インターネットに接続させる手法

《Microsoft 365》\*18

Microsoftが提供するクラウドサービスで、Word、Excel、PowerPointなどのOfficeアプリを統合したもの。

《Office LTSC》\*19

Microsoftが提供する製品で、Word、Excel、PowerPointなどのOfficeアプリを買い切り版として提供するもの。

《ウイルスバスター コーポレートエディション》\*20

総合的なセキュリティ対策ソフトウェア。トレンドマイクロ株式会社の製品。

《資産管理ライセンス》\*21

パソコンの操作状況の取得、遠隔メンテナンス、アプリケーションの管理などを行うシステム。

《顔認証》\*22

パソコン等へログインする生体ログインの手法。カメラで利用者の顔を判断し、認証を行う。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを議会に報告する。

記

令和 6 年度軽井沢町一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年 12 月 5 日提出  
軽井沢町長 土屋 三千夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成 22 年 3 月 3 日議会議決）第 7 項の規定により、令和 6 年度軽井沢町一般会計補正予算（第 6 号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 1 日

軽井沢町長 土屋 三千夫

## 令和6年度軽井沢町一般会計補正予算（第6号）

令和6年度軽井沢町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,723千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,173,174千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

| 款               | 項     | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|-----------------|-------|------------|--------|------------|
| 16 県支出金         |       | 627,201    | 17,723 | 644,924    |
|                 | 3 委託金 | 75,149     | 17,723 | 92,872     |
| 補正されなかった款項に係わる額 |       | 18,528,250 | 0      | 18,528,250 |
| 歳 入 合 計         |       | 19,155,451 | 17,723 | 19,173,174 |

## 歳 出

(単位：千円)

| 款               | 項     | 補正前の額      | 補正額    | 計          |
|-----------------|-------|------------|--------|------------|
| 2 総務費           |       | 5,129,194  | 17,723 | 5,146,917  |
|                 | 4 選挙費 | 10,532     | 17,723 | 28,255     |
| 補正されなかった款項に係わる額 |       | 14,026,257 | 0      | 14,026,257 |
| 歳 出 合 計         |       | 19,155,451 | 17,723 | 19,173,174 |

1 総括  
歳入

歳入歳出予算事項別明細書

(単位：千円)

| 款              | 補正前の額      | 補正額    | 計          | 構成比(%) |
|----------------|------------|--------|------------|--------|
| 1 町税           | 11,030,505 | 0      | 11,030,505 | 57.5   |
| 2 地方譲与税        | 109,611    | 0      | 109,611    | 0.6    |
| 3 利子割交付金       | 2,500      | 0      | 2,500      | 0.0    |
| 4 配当割交付金       | 20,000     | 0      | 20,000     | 0.1    |
| 5 株式等譲渡所得割交付金  | 19,000     | 0      | 19,000     | 0.1    |
| 6 法人事業税交付金     | 60,000     | 0      | 60,000     | 0.3    |
| 7 地方消費税交付金     | 500,000    | 0      | 500,000    | 2.6    |
| 8 ゴルフ場利用税交付金   | 94,000     | 0      | 94,000     | 0.5    |
| 9 環境性能割交付金     | 7,300      | 0      | 7,300      | 0.0    |
| 10 地方特例交付金     | 102,749    | 0      | 102,749    | 0.5    |
| 11 地方交付税       | 27,000     | 0      | 27,000     | 0.2    |
| 12 交通安全対策特別交付金 | 2,500      | 0      | 2,500      | 0.0    |
| 13 分担金及び負担金    | 62,174     | 0      | 62,174     | 0.3    |
| 14 使用料及び手数料    | 233,971    | 0      | 233,971    | 1.2    |
| 15 国庫支出金       | 1,186,890  | 0      | 1,186,890  | 6.2    |
| 16 県支出金        | 627,201    | 17,723 | 644,924    | 3.4    |
| 17 財産収入        | 19,769     | 0      | 19,769     | 0.1    |
| 18 寄附金         | 1,100,202  | 0      | 1,100,202  | 5.8    |
| 19 繰入金         | 1,875,929  | 0      | 1,875,929  | 9.8    |
| 20 繰越金         | 1,378,406  | 0      | 1,378,406  | 7.2    |
| 21 諸収入         | 275,744    | 0      | 275,744    | 1.4    |
| 22 町債          | 420,000    | 0      | 420,000    | 2.2    |
| 歳入合計           | 19,155,451 | 17,723 | 19,173,174 | 100.0  |

## 歳 出

(単位：千円)

| 款        | 補正前の額      | 補正額    | 計          | 補正額の財源内訳 |     |     |      | 構成比<br>(%) |
|----------|------------|--------|------------|----------|-----|-----|------|------------|
|          |            |        |            | 特定財源     |     |     | 一般財源 |            |
|          |            |        |            | 国県支出金    | 地方債 | その他 |      |            |
| 1 議会費    | 162,761    | 0      | 162,761    |          |     |     |      | 0.8        |
| 2 総務費    | 5,129,194  | 17,723 | 5,146,917  | 17,723   |     |     |      | 26.8       |
| 3 民生費    | 4,236,281  | 0      | 4,236,281  |          |     |     |      | 22.1       |
| 4 衛生費    | 1,706,870  | 0      | 1,706,870  |          |     |     |      | 8.9        |
| 5 労働費    | 799        | 0      | 799        |          |     |     |      | 0.0        |
| 6 農林水産業費 | 397,105    | 0      | 397,105    |          |     |     |      | 2.1        |
| 7 商工費    | 478,609    | 0      | 478,609    |          |     |     |      | 2.5        |
| 8 土木費    | 2,092,262  | 0      | 2,092,262  |          |     |     |      | 10.9       |
| 9 消防費    | 379,289    | 0      | 379,289    |          |     |     |      | 2.0        |
| 10 教育費   | 4,316,645  | 0      | 4,316,645  |          |     |     |      | 22.5       |
| 11 災害復旧費 | 23,000     | 0      | 23,000     |          |     |     |      | 0.1        |
| 12 公債費   | 202,749    | 0      | 202,749    |          |     |     |      | 1.1        |
| 13 予備費   | 29,887     | 0      | 29,887     |          |     |     |      | 0.2        |
| 歳 出 合 計  | 19,155,451 | 17,723 | 19,173,174 | 17,723   |     |     |      | 100.0      |

2 歳 入

(款) 16 県支出金

(項) 3 委託金

(単位：千円)

| 目        | 補正前の額  | 補正額    | 計      | 節        |        | 説明                  |
|----------|--------|--------|--------|----------|--------|---------------------|
|          |        |        |        | 区分       | 金額     |                     |
| 1 総務費委託金 | 74,704 | 17,723 | 92,427 | 5 選挙費委託金 | 17,723 | 衆議院議員総選挙費委託金 17,723 |
| 計        | 75,149 | 17,723 | 92,872 |          |        |                     |

3 歳 出

( 款 ) 2 総務費

( 項 ) 4 選挙費

( 単位 : 千円 )

| 目          | 補正前の額  | 補正額    | 計      | 補正額の財源内訳                     |     |     | 一般財源 | 節               |       | 説明         |        |              |       |
|------------|--------|--------|--------|------------------------------|-----|-----|------|-----------------|-------|------------|--------|--------------|-------|
|            |        |        |        | 特定財源                         |     |     |      | 区 分             | 金 額   |            |        |              |       |
|            |        |        |        | 国県支出金                        | 地方債 | その他 |      |                 |       |            |        |              |       |
| 8衆議院議員総選挙費 | 0      | 17,723 | 17,723 | 17,723                       |     |     |      | 1報 酬            | 1,528 | 衆議院議員総選挙費  | 17,723 |              |       |
|            |        |        |        | ( 県 ) 衆議院議員総選挙費委託金<br>17,723 |     |     |      |                 |       | 3職員手当等     | 7,880  | 01 報酬        | 1,528 |
|            |        |        |        |                              |     |     |      |                 |       | 10需 用 費    | 2,167  | ・ 投票管理者報酬    | 282   |
|            |        |        |        |                              |     |     |      |                 |       | 11役 務 費    | 2,983  | ・ 投票立会人報酬    | 720   |
|            |        |        |        |                              |     |     |      |                 |       | 12委 託 料    | 1,421  | ・ 開票管理者報酬    | 11    |
|            |        |        |        |                              |     |     |      |                 |       | 13使用料及び賃借料 | 149    | ・ 開票立会人報酬    | 178   |
|            |        |        |        |                              |     |     |      |                 |       | 17備品購入費    | 1,595  | ・ 期日前投票管理者報酬 | 125   |
|            |        |        |        |                              |     |     |      |                 |       |            |        | ・ 期日前投票立会人報酬 | 212   |
|            |        |        |        |                              |     |     |      | 03 職員手当等        | 7,880 |            |        |              |       |
|            |        |        |        |                              |     |     |      | ・ 時間外勤務手当       | 2,300 |            |        |              |       |
|            |        |        |        |                              |     |     |      | ・ 投・開票事務手当      | 5,580 |            |        |              |       |
|            |        |        |        |                              |     |     |      | 10 需用費          | 2,167 |            |        |              |       |
|            |        |        |        |                              |     |     |      | ・ 消耗品費          | 1,654 |            |        |              |       |
|            |        |        |        |                              |     |     |      | ・ 燃料費           | 75    |            |        |              |       |
|            |        |        |        |                              |     |     |      | ・ 食糧費           | 174   |            |        |              |       |
|            |        |        |        |                              |     |     |      | ・ 印刷製本費         | 264   |            |        |              |       |
|            |        |        |        |                              |     |     |      | 11 役務費          | 2,983 |            |        |              |       |
|            |        |        |        |                              |     |     |      | ・ 通信運搬費         | 2,026 |            |        |              |       |
|            |        |        |        |                              |     |     |      | ・ 手数料           | 957   |            |        |              |       |
|            |        |        |        |                              |     |     |      | 12 委託料          | 1,421 |            |        |              |       |
|            |        |        |        |                              |     |     |      | ・ ポスター掲示板設置撤去委託 | 1,329 |            |        |              |       |
|            |        |        |        |                              |     |     |      | ・ 投票所記載台等運搬委託   | 92    |            |        |              |       |
|            |        |        |        |                              |     |     |      | 13 使用料及び賃借料     | 149   |            |        |              |       |
|            |        |        |        |                              |     |     |      | ・ 投票所使用料        | 105   |            |        |              |       |
|            |        |        |        |                              |     |     |      | ・ 投光機借上料        | 44    |            |        |              |       |
|            |        |        |        |                              |     |     |      | 17 備品購入費        | 1,595 |            |        |              |       |
|            |        |        |        |                              |     |     |      | ・ 天地表裏反転ユニット    | 1,320 |            |        |              |       |
|            |        |        |        |                              |     |     |      | ・ ワイヤレスマイクスピーカ  | 275   |            |        |              |       |
|            |        |        |        |                              |     |     |      | —               | —     |            |        |              |       |
| 計          | 10,532 | 17,723 | 28,255 | 17,723                       |     |     |      |                 |       |            |        |              |       |

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを議会に報告する。

記

軽井沢町役場職員駐車場での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について

令和6年12月5日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成22年3月3日議会議決）第1項の規定により、軽井沢町役場職員駐車場での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年10月10日

軽井沢町長 土屋 三千夫

軽井沢町役場職員駐車場での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について

令和6年8月20日（火）午後2時10分頃、軽井沢町役場職員駐車場（軽井沢町大字長倉2378番12）において、職員が草刈り作業を行っていた際、飛び石により相手方の所有する駐車車両の右側フロントドアガラスを損傷した。

この事故に係る軽井沢町の損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成22年3月3日議会議決）第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

記

損害賠償の相手方及び賠償額

| 相手方 |    | 損害賠償の額   |
|-----|----|----------|
| 氏名  | 住所 |          |
| ■   | ■  | 144,100円 |

軽井沢町役場職員駐車場での車両損傷事故に係る損害賠償  
の額を定めること及びこれに伴う和解について

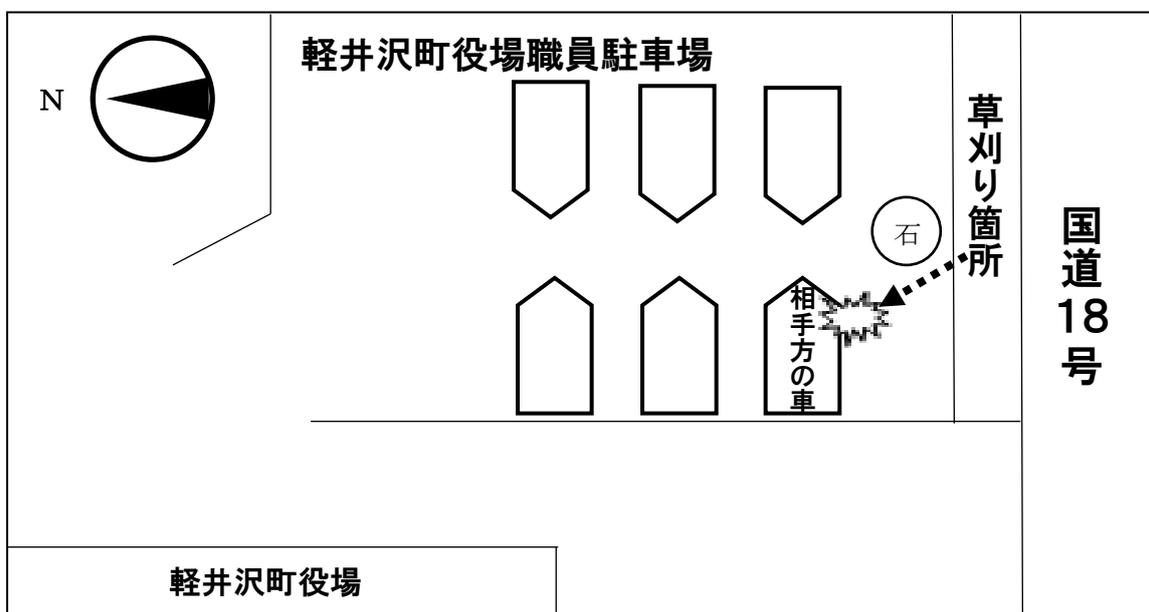
事故発生日時 令和6年8月20日（火） 午後2時10分頃

事故発生場所 軽井沢町大字長倉2378番12（軽井沢町役場職員駐車場）

1. 相手方への損害賠償額

| 相手方 | 損害額      |          | 損害賠償額    | 左記の財源内訳  |     |
|-----|----------|----------|----------|----------|-----|
|     |          |          |          | 保険金      | 町負担 |
| ■   | 修理<br>代金 | 144,100円 | 144,100円 | 144,100円 | 0円  |

2. 事故発生状況概略図





## 示談書

軽井沢町（以下「甲」という。）と [REDACTED]（以下「乙」という。）は、甲乙間に発生した事故に関し下記のとおり示談する。

令和6年10月10日

第1当事者 (甲) 住所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2381 番地 1

氏名 軽井沢町長 土屋 三千夫



第2当事者 (乙) 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

## 記

- 1 事故発生日時  
令和6年8月20日（火） 午後2時10分頃
- 2 事故発生場所  
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2378 番 12（軽井沢町役場職員駐車場）
- 3 事故の原因、状況及び結果  
甲の職員が草刈り作業を行っていた際、飛び石により乙の所有する駐車車両の右側フロントドアガラスを損傷した。
- 4 示談の内容
  - (1) 甲は、上記事故による損害に対する賠償金として144,100円の支払義務が生じたことを認め、このうち既に支払った130,900円を差し引いた13,200円を乙が指定する口座に支払う。
  - (2) 甲乙は、(1)に定めるもののほか、甲乙間には上記事故に関して一切の債権債務関係がないことを確認し、今後いかなる事情が発生しても異議の申立てをしないことを確約する。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを議会に報告する。

記

町道での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について

令和6年12月5日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成 22 年 3 月 3 日議会議決）第 1 項の規定により、町道での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 28 日

軽井沢町長 土屋 三千夫

町道での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について

令和6年7月19日（金）午後3時30分頃、町道新ゴルフ線軽井沢町大字長倉24番10において、相手方車両が走行中町道上のグレーチングを通過した際、グレーチングが跳ね上がり車両下部を損傷した。

この事故に係る軽井沢町の損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成22年3月3日議会議決）第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

記

損害賠償の相手方及び賠償額

| 相手方   |   | 損害賠償の額   |
|---|---|----------|
| 氏名（法人名）   | 住所  |          |
|  |  | 150,000円 |

町道での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について

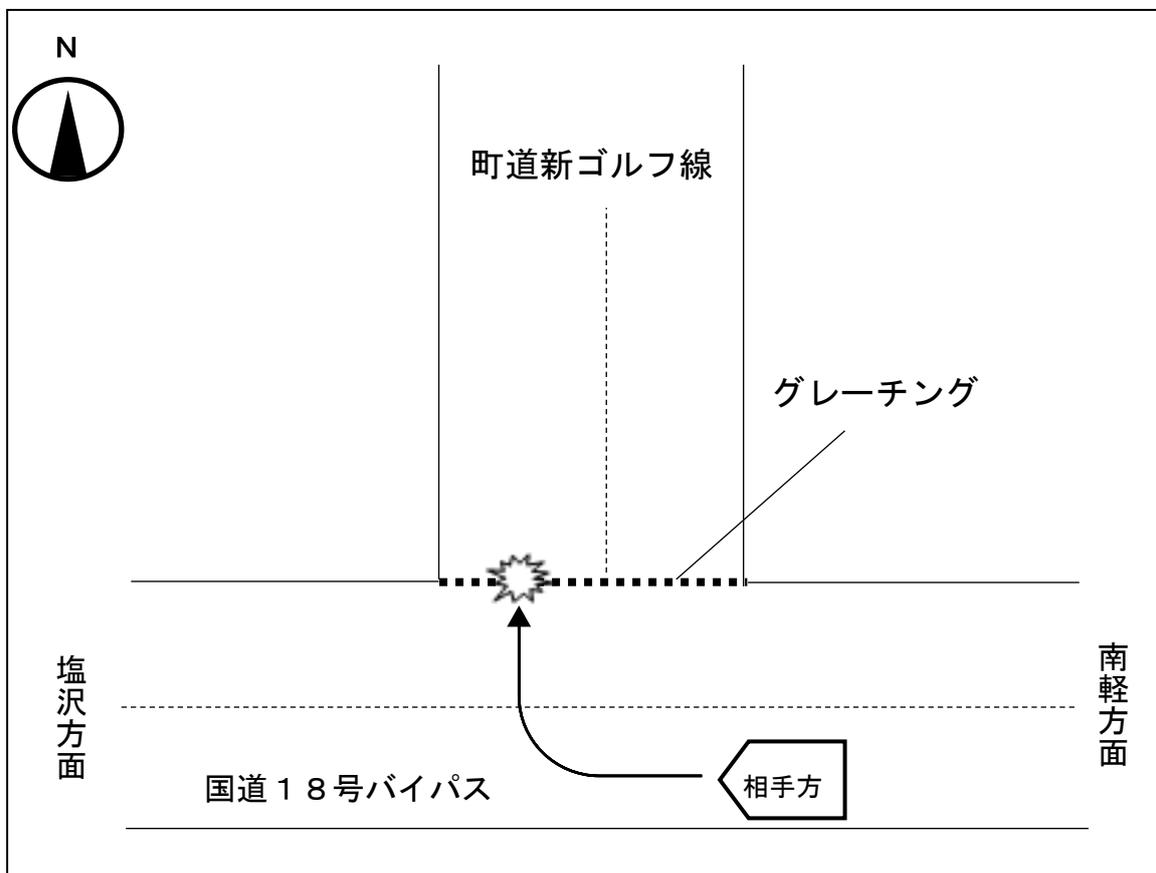
事故発生日時 令和6年7月19日（金） 午後3時30分頃

事故発生場所 軽井沢町大字長倉24番10

1. 相手方への損害賠償額

| 相手方 | 損害額               | 損害賠償額     | 左記の財源内訳   |     |
|-----|-------------------|-----------|-----------|-----|
|     |                   |           | 保険金       | 町負担 |
|     | 修理代金<br>341,195 円 | 150,000 円 | 150,000 円 | 0 円 |

2. 事故発生状況概略





## 示 談 書

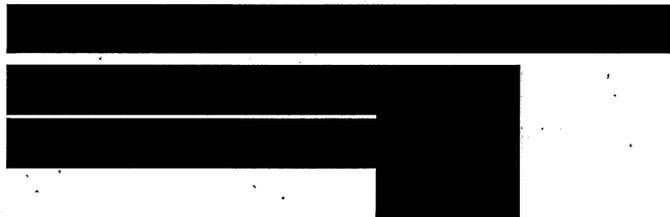
本件事故に関し、下記の通り示談が成立しましたので、今後いかなる事情が発生いたしましても、甲乙ともに異議の申し立てをしないことを確約いたします。

令和 6 年 10 月 28 日

第一当事者 (甲) 住所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地1  
氏名 軽井沢町長 土屋 三千夫



第二当事者 (乙) 住所  
氏名



1. 事故発生日時 令和6年7月19日(金) 午後3時30分頃

2. 事故場所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉24番10  
町道I-33号線 新ゴルフ線

## 3. 事故の原因状況結果

上記日時に上記町道を走行中、道路上のグレーチングを通過したところ跳ね上がり車両(大宮.502わ・282)下部を破損した。以下余白。

## 4. 示談の内容

甲が乙に対して、本件事故に関する一切の損害賠償金として金150,000円を乙が指定する口座に支払う。なお、本件示談の他、甲乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを議会に報告する。

記

令和 3 年度国補重要文化財・旧三笠ホテル建造物保存修理工事（第 2 期分）変更請負契約の締結について

令和 6 年 1 2 月 5 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成 22 年 3 月 3 日議会議決）第 2 項の規定により、令和 3 年度国補重要文化財・旧三笠ホテル建造物保存修理工事（第 2 期分）変更請負契約の締結について、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 4 日

軽井沢町長 土屋 三千夫



建設工事変更請負契約書

- 1 工事名 令和3年度 国補 重要文化財・旧三笠ホテル建造物  
保存修理工事（第2期分）
- 2 工事場所 重要文化財旧三笠ホテル 軽井沢町大字軽井沢 1339-342
- 3 変更工期 自 令和4年3月16日  
至 令和7年3月25日
- 4 変更請負代減少金額 金 330,000円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 30,000円  
「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29  
条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、  
請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 変更契約保証金減少額 金 33,000円  
軽井沢町財務規則第124条第3項第1号の規定による。
- 6 変更工事の内容 別冊の設計図書のとおり



令和4年3月16日付で契約を締結した上記工事の建設工事請負契約（令和5年3月22日付で締結した変更契約及び令和5年9月21日付で締結した変更契約及び令和6年2月8日付で締結した変更契約及び令和6年6月20日付で締結した変更契約を含む。）を上記のとおり変更することについて、変更契約を締結する。

なお、軽井沢町長の専決があったときは、この契約書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約書とみなし、変更後の契約についても原契約において定められた事項を遵守するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年10月4日



発注者 住 所 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 238  
氏 名 軽井沢町長 土屋 三千



受注者 住 所 長野県長野市南石堂町1277番地  
氏 名 清水建設株式会社 長野営業所  
所 長 山 鹿 武



専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを議会に報告する。

記

歴史民俗資料館駐車場での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について

令和 6 年 12 月 5 日提出

軽井沢町長 土屋 三千夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成22年3月3日議会議決）第1項の規定により、歴史民俗資料館駐車場での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年10月30日

軽井沢町長 土屋 三千夫

歴史民俗資料館駐車場での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について

令和6年4月19日（金）午後5時20分頃、歴史民俗資料館駐車場（軽井沢町大字長倉2112番101）において、強風により駐車場の自立式案内看板が駐車中の相手方車両に接触し、当該車両の右後方を損傷した。

この事故に係る軽井沢町の損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び軽井沢町長の専決事項の指定について（平成22年3月3日議会議決）第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

記

損害賠償の相手方及び賠償額

| 相手方        |                          | 損害賠償の額  |
|------------|--------------------------|---------|
| 氏名         | 住所                       |         |
| ■■■■■■■■■■ | ■■■■■■■■■■<br>■■■■■■■■■■ | 57,024円 |

歴史民俗資料館駐車場での車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について

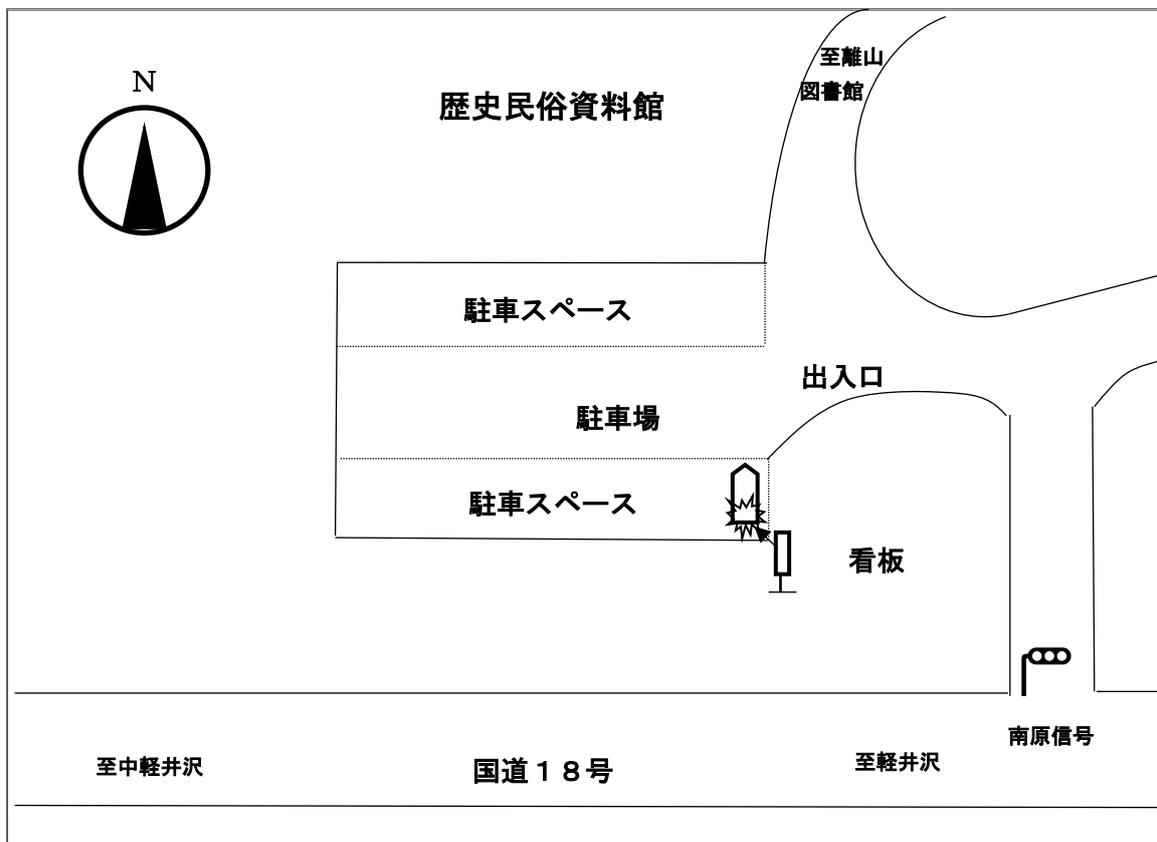
事故発生日時 令和6年4月19日（金） 午後5時20分頃

事故発生場所 軽井沢町大字長倉2112番101

1. 相手方への損害賠償額

| 相手方 | 損害額      |          | 損害賠償額    | 左記の財源内訳  |     |
|-----|----------|----------|----------|----------|-----|
|     |          |          |          | 保険金      | 町負担 |
| ■   | 修理<br>代金 | 57,024 円 | 57,024 円 | 57,024 円 | 0 円 |

2. 事故発生状況概略図





## 示 談 書

本件事故に関し、下記の通り示談が成立しましたので、今後いかなる事情が発生いたしましても、双方とも異議の申し立てをしないことを確約いたします。

令和6年10月30日

第一当事者 (甲) 住所 北佐久郡軽井沢町大字長倉2381番地  
氏名 軽井沢町長 土屋 三千夫

第二当事者 (乙) 住所 [REDACTED]  
氏名 [REDACTED]

1. 事故発生日時 令和6年4月19日(日) 午後5時20分頃

2. 事故場所 北佐久郡軽井沢町大字長倉2112番101  
歴史民俗資料館駐車場

## 3. 事故の原因状況結果

勤務に際し、歴史民俗資料館駐車場に車両を駐車していたが、当日の強風のため駐車場の自立式看板が車に倒れかかり車両後部を破損させた。以下余白

## 4. 示談の内容

甲が乙に対して、本件事故に関する一切の損害賠償金として金57,024円を乙が指定する口座に支払う。なお、本件示談の他、甲乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。以下余白